## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年 11 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ近江店 米原市顔戸 1063-1ほか
- 2 意見の概要 米原市からの意見
- (1) 工事に際しては、近隣住民および家屋等の災害防止に万全を期し、資機材等の搬入出について、歩行者、通行車両、周辺家屋の安全を図るよう努めること。
- (2) 米原市公害防止条例(平成18年米原市条例第45号)第5条(事業者の責務)を遵守すること。
- ③ 地域との調和を図り、地域経済の発展に向けて寄与されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照490-1

(2) 縦覧期間 令和元年 11 月 29 日から令和元年 12 月 30 日まで